

項番	対象	ページ 番号	見出し	質問内容	回答
1	実施 要領	5P	3 (4) 応募資格 の制限 イ	アドバイザー業務に関わっている法人の株券を保有している場合、3 (4) イの規定に抵触するか	アドバイザー業務に関わっている法人の株券を保有しているのみでは3 (4) イの規定に抵触しない。 ただし、議決権の過半数の株式を有するなど、アドバイザー業務に関わっている法人と会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社と子会社の関係にある会社同士、又は親会社等（同条4の2号）を同じくする子会社等（同条3の2号）同士である場合は3 (4) イの規定に抵触する。
2	//	//	//	アドバイザー業務に関わっている法人に対して事務用地を貸しており、地代収入が発生している場合、3 (4) イの規定に抵触するか	原則、公募に参加する法人が、アドバイザー業務に関わっている法人から地代収入を得ていたとしても、両法人は「資本面若しくは人事面において関連がある」に該当せず、3 (4) イの規定に抵触しない。 ただし、取引の合理性や事業場の必要性、条件の妥当性などが担保されていることが必要である。 なお、事業用地の貸し付け契約において、「貸主の意向に反した場合には本契約を解除する」等、事業用地の貸し付けに伴い、公募に参加する法人とアドバイザー業務に関わっている法人との間に支配・従属関係が認められる条項が設定されている場合には、3 (4) イの規定に抵触する。